

【件名】

インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その13：在日インド大使館発表の査証情報ほか）

【ポイント】

- 3月6日、インド政府によると、インド国内で新型コロナウイルスの陽性事例が新たに2例確認され、合計31例となりました。報道によると、本日確認の2例の内、1例はUP州ガジアバードで確認、1例はデリーで確認されたとのことです。
- 3月6日、在日インド大使館は、インド入国のための新たな査証取得手続を発表しました。査証申請を希望する方は、同大使館ホームページを御参照ください。
- 全日空は、新型コロナウイルスの影響に伴う需要減退に鑑み、デリー、ムンバイ、チェンナイ運航便の一時減便・運休を決定した旨発表しました。
- 現在インドの病院において受診した場合、詳細を確認せずに新型コロナウイルス感染の疑いありとして、指定施設での受診を勧められる場合がある模様です。また、指定施設では検査結果が出るまでそのまま停留を指示される場合がある模様ですので御留意願います。
- インドに隣接するブータンにおいても、新型コロナウイルスの陽性事例が1例確認されたことがブータン政府によって発表され、外国人のブータン訪問が2週間制限されています。これを受け、ブータン航空（Bhutan Airlines）は本日からフライトを停止するとのこと。ドゥルック・エアは現時点では引き続き運航していますが、今後については未定としています。

【本文】

1 3月6日、インド政府によると、インド国内で新たな新型コロナウイルスの陽性事例が2例確認され、合計31例となりました。報道によると、本日確認の2例の内、1例はUP州ガジアバードで確認され、イランへの渡航歴があり、1例はデリーで確認され、タイとマレーシアへの渡航歴ありとされています。

インド国内で感染が確認された31例の内訳は、2月上旬までに確認されたケララ州での3例（既に退院）、3月2日にデリー及びテランガナでそれぞれ確認された2例、ジャイプールで確認されたケース及びその関係者の17例、アグラでの6例、3月5日に確認されたイタリア渡航歴のある1例（グルガオン所在企業勤務との報道）、3月6日に確認された上述の2例です。

2 3月6日、在日インド大使館は、インド入国のための新たな査証取得手続

を発表しました。これによると、インドに渡航するやむを得ない事情がある場合は、東京のインド大使館又は大阪のインド総領事館にて申請が可能です。また、3月3日以前に発給され、現在効力が停止されている全てのビザは、一時的な停止期間が終了すると有効になるとのことです。必要書類などの詳細は、在日インド大使館ホームページの掲載情報を御確認ください。

(在日インド大使館ホームページ)

<https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/pdf/Updated-Advisory-on-Visas-to-India.pdf>

3 全日空は、新型コロナウイルスの影響に伴う需要減退に鑑み、一部の国際線運航便の一時減便・運休を追加決定した旨発表しました。インドに該当する運航便は次のとおりです。いずれも3月29日以降は未定です。

(1) 成田・デリー間 (NH827/828)

成田3月16日発/デリー3月17日発まで通常運航。成田3月17日発/デリー3月18日発以降、成田3月28日発/デリー3月29日発までは、成田発が水・金・日曜日、デリー発が木・土・月曜日の週3便となる。

(2) 成田・ムンバイ間 (NH829/830)

3月16日発以降、3月28日発まで往復とも運休。

(3) 成田・チェンナイ間 (NH825/826)

3月18日発以降、3月28日発まで往復とも運休。

(ANAの一時運休に関するお問合せ先)

電話：(インド国内) 000800-100-9274 ※24時間対応 ※通話無料

(インド国外) +81-3-4332-6868 ※24時間対応 ※有料

ウェブ：お問い合わせ窓口[インドにお住まいの方]URL

<https://www.ana.co.jp/ja/in/site-help/contact/>

4 現在インドの病院において受診した場合、詳細を確認せずに新型コロナウイルス感染の疑いありとして、指定施設での受診を勧められる場合がある模様です。また、指定施設では検査結果が出るまでそのまま停留を指示される場合がある模様ですので御留意願います。

5 3月6日、インドに隣接するブータンにおいても、新型コロナウイルスの陽性事例が1例確認されたことがブータン政府によって発表されました。また、ブータン政府によると、ブータン民間航空局から航空会社に対し、ブータンへの観光目的の渡航者の搭乗を14日間制限するよう指示が出されているとのことです。これを受け、ブータン航空 (Bhutan Airlines) は本日からフライトを停止

するとのことです。ドゥルック・エアは現時点では引き続き運航していますが、今後については未定としています。ブータンへの渡航を検討されている方は、最新情報の入手に努めてください。

6 3月5日、デリー準州政府は、3月6日から31日までデリー準州内の全てのプライマリースクール（日本の小学5年生までが該当）に対し、休校措置を取るよう指示を出しました。

7 3月3日、インド政府は、イタリア、イラン、韓国、日本の国籍者に対し、3月3日以前に発給されていたあらゆるビザ（通常ビザ及びe-Visa）は無効となると発表し、インドに入国する必要がある人は、最寄りのインド大使館、インド総領事館において新たなビザの申請を行う必要があるとしています。（（手続については、在日インド大使館が発表した新たな査証取得手続を御確認ください。）

本件措置について、インド政府は、就労ビザ等でインド国内に滞在中の邦人やその家族が出張や休暇等で一時的にインドを出国する場合についても、インドを出国した時点でビザが無効となり、インドに戻るためにはあらためて出国先国の最寄りのインド大使館、インド総領事館において新たなビザを取得し直す必要があるとしています。本件措置は、マルチビザでこれまでに複数回インドを訪問している人にも適用されるとのことです。また、現在インドを出国している人は改めてビザを取得し直す必要があるとのことです。

3月5日、インド保健・家庭福祉省は、すでに実施されている上述のビザの制限に加えて、3月10日から、イタリア又は韓国からの渡航者及び滞在歴のある入国希望者は、これらの国の保健当局によって承認された指定施設からの新型コロナウイルス検査陰性の証明書が必要になると発表しました。

8 インド政府は、従来の中国、イラン、韓国、イタリアへの渡航情報に加え、日本への不要不急の渡航中止を呼びかけるとの渡航情報を発出しています。

9 新型コロナウイルスに関連してインド政府が実施している検疫措置は次のとおりです。

（1）全ての国際線航空便の搭乗者に対して、入国前に発熱検査及び健康診断カード申告によるスクリーニングを実施する。

（2）スクリーニングの結果、発熱（37.2℃以上）や咳等の呼吸器症状がある場合には、停留（検疫）施設や医療機関に送られ、一定期間停留される可能

性がある。

(3) 中国, 韓国, 日本, イラン, イタリア, 香港, マカオ, ベトナム, マレーシア, インドネシア, ネパール, タイ, シンガポール, 台湾から到着した渡航者は, 入国後28日間, インド政府による観察対象者とされ, 健康状態等について照会される場合がある。新型コロナウイルス感染者や感染の疑いのある者と接触があったと判断される場合は(疑い事例の人と機内で近くの席に座っていた場合を含む), 隔離される可能性がある。

10 在留邦人, インド旅行中もしくはインド訪問予定の皆様におかれては, 引き続き最新情報の入手に努めてください。また, ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

(1) アルコール系手指消毒薬または石鹼と流水による手洗いを頻繁に行う。目, 鼻, 口などに触れる前に手洗いをする。

(2) マスク等の確保に努め, 咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は, 咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い, 手洗いを行う。

(3) 不特定多数の人と密閉された屋内で会うことを可能な限り避け, 体調不良のときは外出を控える。

(各種情報が入手できるサイト)

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

https://twitter.com/MoHFW_INDIA

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

在日インド大使館ホームページ

https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(お問い合わせ先)

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610 (代表)

email：jpemb-cons@nd.mofa.go.jp